

## 相模原市子ども食堂等物価高騰対策補助金交付要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂又は無料学習支援を実施する団体を支援することを目的として、相模原市が相模原市子ども食堂等物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、相模原市内において、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした子ども食堂及び無料学習支援を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）単一の団体であること。
- （2）営利目的の活動及び公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと、かつ特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体ではないこと。
- （3）当該団体が、過去に違法な活動歴がないこと。
- （4）相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第2号から第5号に該当する者がいないこと。

### （補助対象期間）

第3条 補助の対象となる期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。ただし、この期間内に活動を休止した期間があるときは当該期間を補助対象期間から除くものとする。

### （補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、相模原市内において子ども食堂又は無料学習支援を実施する事業であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- （1）相模原市が社会福祉法人相模原市社会福祉協議会への委託事業「子どもの居場所創設サポート事業」で収集した情報を、さがみはら地域ポータルサイトを通じて令和7年6月末現在の開催情報を公開していること。
- （2）食中毒等に対して適切に対策を実施しながら、子どもの居場所づくりを目的とした取組を実施する子ども食堂団体

(3) 子どもの宿題の支援や見守りを目的としながら無料で学習支援を実施する無料学習支援団体

(4) 参加費が無料又は低廉(実費相当程度で子どもの参加費が1回当たり300円程度を想定)であること。

(5) 地域に住む子どもを広く対象とする取組であること。

(6) 食事の提供に当たっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底していること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めていること。

(7) 活動内容や予定を事前に周知・公表していること。

(8) その他市長が必要と認める条件

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする。

(1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。

(3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。

(4) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。

(5) 本市から他の物価高騰対策に係る補助・助成及び委託(指定管理含む)を受けている、又は受ける見込みのあるもの。

(6) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの。

(7) 施設、備品等の整備、購入のみを目的とするもの。

(8) 公序良俗に反するもの。

(補助金額)

第5条 交付額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 活動の内容が分かる書類(参加募集チラシやホームページの写しなど)

2 補助金規則第4条第2項の規定により、市長が提出を省略することができる書類は、同条第1項第2号及び第3号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容

を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、「相模原市子ども食堂等物価高騰対策補助金交付決定通知書」により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことを決定したときは、「相模原市子ども食堂等物価高騰対策補助金不交付決定通知書」により通知する。

(交付の時期等)

第8条 補助金の交付は、補助金規則第17条ただし書の規定に基づき、令和7年1月から6月の実績に応じて一部を交付するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助金規則第18条の規定による補助金の交付の請求は、「相模原市子ども食堂等物価高騰対策補助金交付請求書」により行うものとする。

(実績の報告)

第10条 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 相模原市子ども食堂等物価高騰対策補助金事業実施報告書

(2) 活動の内容が分かる書類(参加募集チラシやホームページの写しなど)

2 補助金規則第4条第2項の規定により、市長が提出を省略することができる書類は、同条第1項第1号及び第2号に規定する書類とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

別表 第5条関係

子ども食堂	実施回数（月1回）	：	5,000円×実施月数
	実施回数（月2回以上）	：	7,000円×実施月数
	実施回数（月4回以上）	：	10,000円×実施月数
無料学習支援	実施回数（月1回）	：	1,000円×実施月数
	実施回数（月2回以上）	：	2,000円×実施月数
	実施回数（月4回以上）	：	4,000円×実施月数